

平成 27 年 5 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社セレスボ[®]

代表者名 代表取締役社長 稲葉 利彦

(J A S D A Q ・ コード番号 9 6 2 5)

問合せ先

役職・氏名 常務取締役 コーポレート本部長 岡本 敦哉

電 話 03-5974-1111

定款一部変更に関するお知らせ

本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 27 年 6 月 19 日開催予定の第 38 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の理由

- (1) インターネット普及を考慮し、公告閲覧の利便性の向上を図るため、当社の公告方法を変更するとともに、やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合の公告方法を定めるものであります。
- (2) 取締役および監査役が期待される役割を十分に發揮できるよう、また、社内外を問わず広く適任者を得られるよう、取締役および監査役の責任を会社法で定める範囲で取締役会の決議によって免除することができる旨の規定、ならびに取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）および監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するものであります。

なお、変更案第 30 条（取締役の責任免除）の新設につきましては、監査役全員の同意を得ております。

- (3) 上記条文の新設に伴い、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 19 日

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 19 日

以 上

(別紙)

定款新旧対比表

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、東京都内で発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(新 設)</p> <p>第30条～第40条 (条文省略)</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、<u>事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、</u>東京都内で発行される日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第30条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第31条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p> <p>第41条～第49条 (条文省略)</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第42条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</p> <p>第43条～第51条 (現行どおり)</p>